

令和 7 年

おおいた夏の事故^{ゼロ}運動

1 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道では、ドライバーは横断中または横断しようとする歩行者の有無を確認し、歩行者がいる場合は必ず一時停止するなど歩行者優先を徹底しましょう。また歩行者は、道路横断時に手をあげるなど、ドライバーへの意思表示を明確にしましょう。

横断歩道ではお互いに

「手をあげる・差し出す・会釈する」など、相手への思いやりや感謝を示しましょう。



2 高齢者とこどもの安全な通行の確保

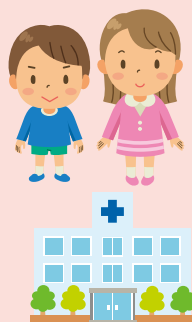
高齢者の方へ

加齢に伴う身体能力の変化が運転や歩行に及ぼす影響（認知機能の低下・反応の鈍化等）について理解を深めましょう。



こどもを守ろう

行動範囲が広がる夏休みシーズンは、思いがけない時間に思いがけないところからこどもが飛び出してくる可能性を想定して安全運転を心がけましょう。



病院や高齢者施設等高齢者が集まる場所や、通学路や学校周辺等こどもが日常的に移動する経路等では、ドライバーの方は特に注意しましょう。



3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

令和5年4月1日から

すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約5割が**頭部**に致命傷を負っています。

【自転車安全利用五則】

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



予告 令和8年4月1日(予定)から

自転車の交通違反に**「青切符」**が交付されます。

【主な違反と反則金】

- ・携帯電話使用等(保持) **12,000円**
- ・信号無視 **6,000円**

【対象年齢】**16歳以上**



4 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

自動車に乗ったら後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。6歳未満のこどもを車に乗せる時は、必ずチャイルドシートを使用しましょう。



体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもは、チャイルドシートを使用しましょう。

自動車後部座席シートベルト着用・非着用別致死率

※令和2年～6年合計 ※警察庁調べ

